

基本計画(交通面)の考え方(案)

「歩いて楽しい街並みづくり」に係る長町商店街エリアの主な課題

(ビジョン、利活用WGでの議論、これまでの地域の声などから)

安全で歩きやすい街並み【安全・安心】

- ・ 歩行空間が狭い上、自転車も歩道を通ることが多く危険であること

心地良い時間(とき)を過ごせる街並み【快適・滞在】

- ・ エリアが南北に長く、回遊に長距離移動が必要となること
- ・ 商店街の東西横断が容易にはできないこと
- ・ 回遊のための休憩場所等の不足
- ・ こどもや親子連れが快適に楽しく一日過ごせる環境ではないこと など

賑わいがあり心躍る街並み【賑わい・ワクワク】

- ・ 個店の減少等による魅力の低下
- ・ ホテルやコンベンション会場等の不足 など

個性的な触れ合いのある街並み【人情味・長町らしさ】

- ・ 歴史的資源の活用不足 など

皆で一緒に魅力を育てる街並み【協働・愛着】

- ・ 賃料・坪単価の高さや、資産所有者の活用意向の低さ
- ・ 取組みの継続・発展を支える人材の確保や体制の確立
- ・ 人口減少や事業継承への対応 など

長町商店街エリアの利活用のイメージ

(ビジョン、利活用WGでの議論、これまでの地域の声などから)

● 賑わいのために、利活用可能な空間を創出したい。

- 歩道空間がせまい上に自転車が歩道に乗り上げるなど、危険な状況もあり、楽しめる空間にはなっていない。安全を確保しつつも、自転車利用者の商店への立ち寄りやすさなどは担保し、賑わい創出を図りたい。

安全・安心

快適・滞在

賑わい・ワクワク

人情味・長町らしさ

協働・愛着

- 歩道を賑わいのために使い倒すことで、歩いて楽しいを生み、その中で交流が生まれ、市民や地域発意のまちづくりができる、心躍るようなワクワク感を持つまちとしたい。

安全・安心

快適・滞在

賑わい・ワクワク

人情味・長町らしさ

協働・愛着

- 安心して過ごせる場所、楽しめる場所、座れる環境、居心地がいい環境等を創出し、商店街の街中で、子供や親子連れが遊んで楽しんで快適に1日過ごせるようにしたい。

安全・安心

快適・滞在

賑わい・ワクワク

人情味・長町らしさ

協働・愛着

- 従来より市民活動が盛んな地域でもある。やりたいことや楽しいことは時代によって変わるが、多様な主体がやりたいと思ったことを実現できるような場所にしたい。

安全・安心

快適・滞在

賑わい・ワクワク

人情味・長町らしさ

協働・愛着

主な課題への対応とビジョンの具体化に向けて

ビジョンに示す「街並みの将来像」を実現していく
⇒ 基本計画において、街並みづくりの基本的な方針や
取組みの具体化を位置付けていく

街並みづくりにおいては、長期的、段階的な取組みを要し・・・実行可能なものから取り組んでいく (ビジョンP18)

段階	方針	取組み
中長期的	基本的な方針を検討 (ビジョンがベース)	具体的な取組みを継続的に検討
短期的 (早期着手を目指す)		<u>具体化・実践的課題の 確認等</u>

交通WGでの検討事項

目指す通りの姿「歩いて楽しい 賑わいと交流が生まれる人中心の街並み」の実現に向けて、まずは(1)利活用空間創出と(2)歩行環境向上を検討する

利活用空間創出の考え方

(1) 利活用空間創出

道路空間活用時の課題

- ・無余地性の基準
- ・占用期間の短さ など



[対策案]

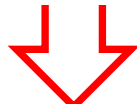
歩行者利便増進道路(ほこみち) 制度の活用により緩和



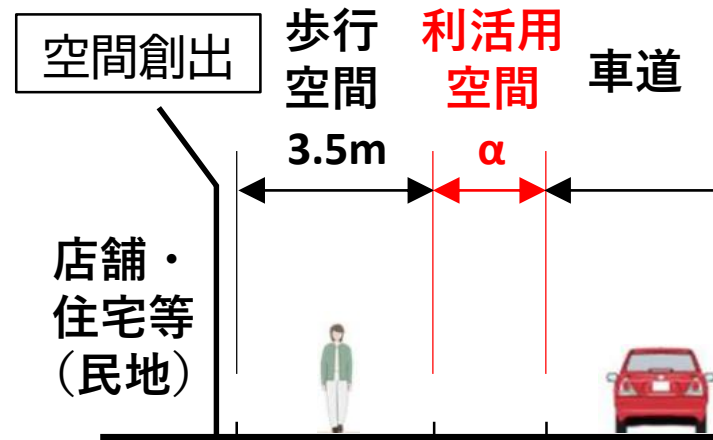
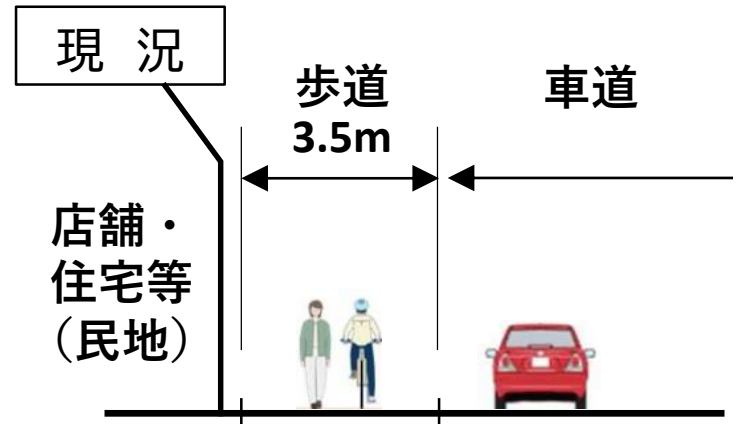
(要件) 歩道 …

歩行空間3.5m以上(道路構造令より)

利活用空間(利便増進誘導区域) α



- ・イベントの開催
- ・ベンチ・テーブルの常設
- ・オープンカフェの設置 などが容易に



利活用空間創出の考え方

【参考】歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準(無余地性)を緩和する制度

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令第16条の2
・広告塔 ・ベンチ ・街灯 ・電飾、提灯、ランプ ・フラワーポット ・音響機材 (スピーカーなど)	第1号、第2号 第6号イ
・看板 ・標識 ・旗ざお ・幕 ・アーチ	第1号、第3号 第6号ハ
・食事施設 ・購買施設 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第4号
・レンタサイクル用の自転車駐車器具	第5号
イベントのために設けられる ・露店 ・商品置場 ・ステージ、やぐら、観客席 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第6号ロ

利活用空間の
占用物件につ
いては、利活用
WG等で検討

※ 青字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※ 施行令第16条の2第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、イベントのために設けることは可能。

歩行環境向上の考え方

(2) 歩行環境向上

歩行者と自転車の動線分離が必要

自転車通行空間の整備バリエーション (道路構造令より)

自転車道

2.0m以上

自転車専用通行帯

1.5m以上

歩道 自転車道



山形県
七日町商店街



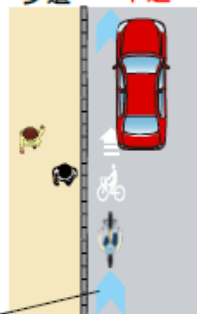
仙台市青葉区
宮町商店街

車道混在

車道内

自転車押し歩き推進区間

歩道 車道



仙台市青葉区
宮町商店街



仙台市青葉区
東二番丁通西側
電力ビル前

矢羽根型路面表示等で注意喚起

利活用空間創出と歩行環境向上の考え方

目指す通りの姿

歩いて楽しい 賑わいと交流が生まれる人中心の街並み

空間創出

利活用空間創出 … (1)

歩行環境向上 … (2)

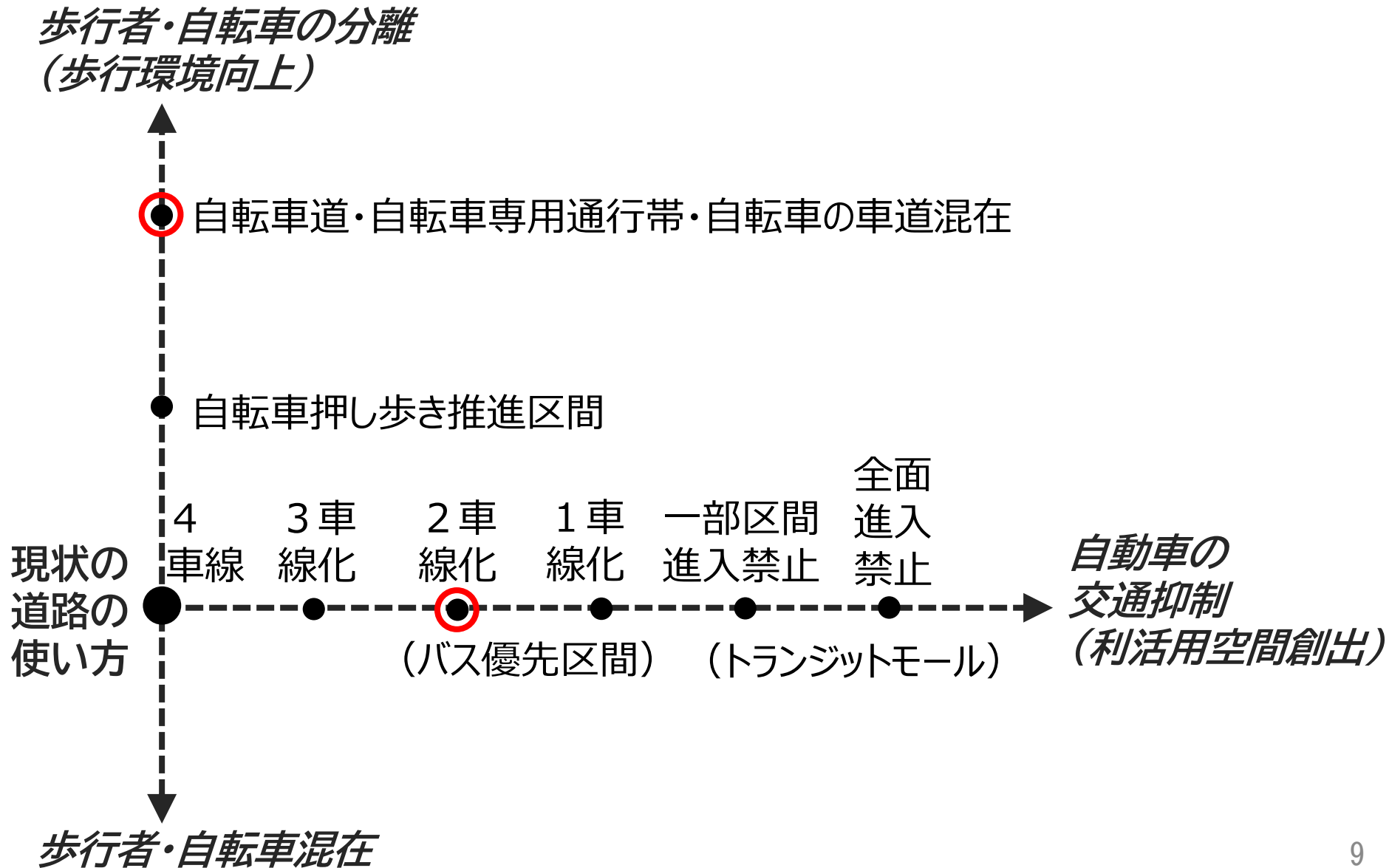
現状

活用できる空間の不足



現行の車道の活用(再整備)

利活用空間創出と歩行環境向上の考え方



利活用空間創出と歩行環境向上の考え方

2車線化・自転車空間設置案をベースに道路空間の再整備方針を検討



上記案を基に課題・論点等を整理していく

EX : 交通渋滞の抑制、バス・タクシー利用者・走行車の安全性の確保、
運送車両荷捌きスペースの確保・安全性、緊急車両の通行、
路上駐車車両の抑制、シェアモビリティ導入時の安全性の確保 など